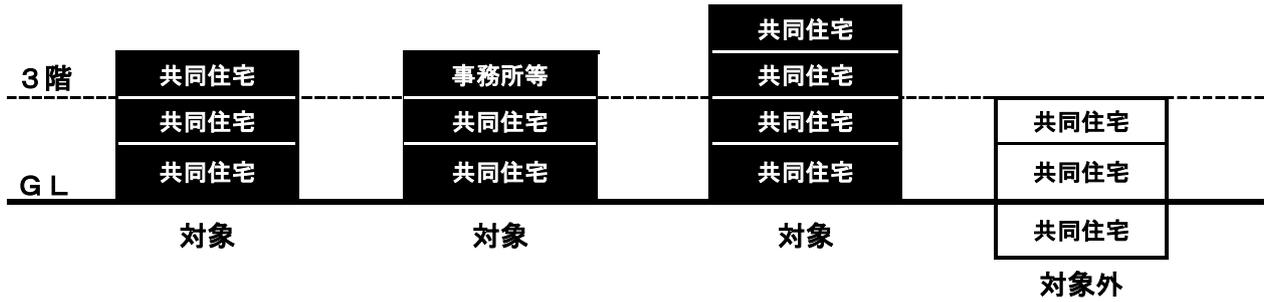


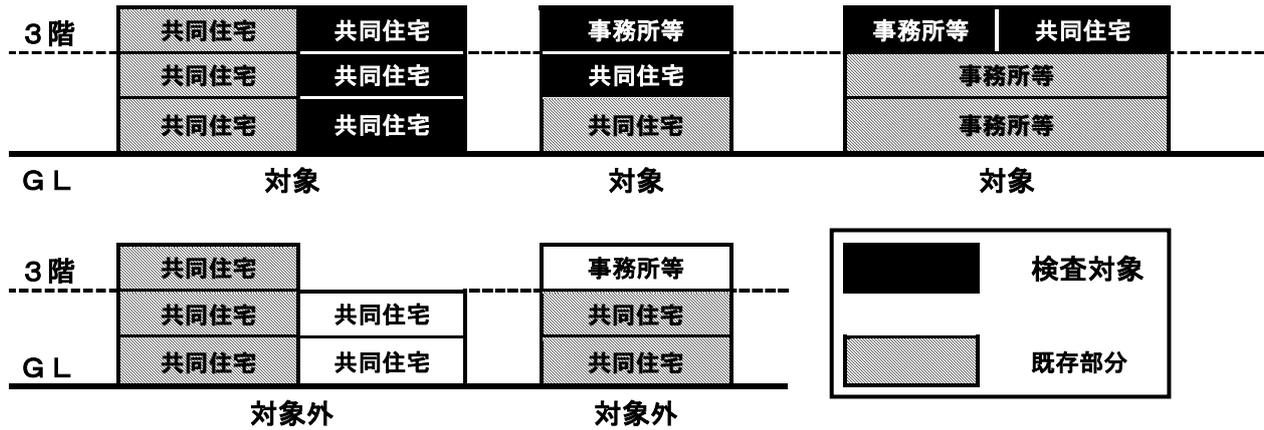
## 対象建築物のイメージ

※共同住宅以外の用途を「事務所等」と表現しています。

### 《新築の場合》



### 《増築・改築の場合》

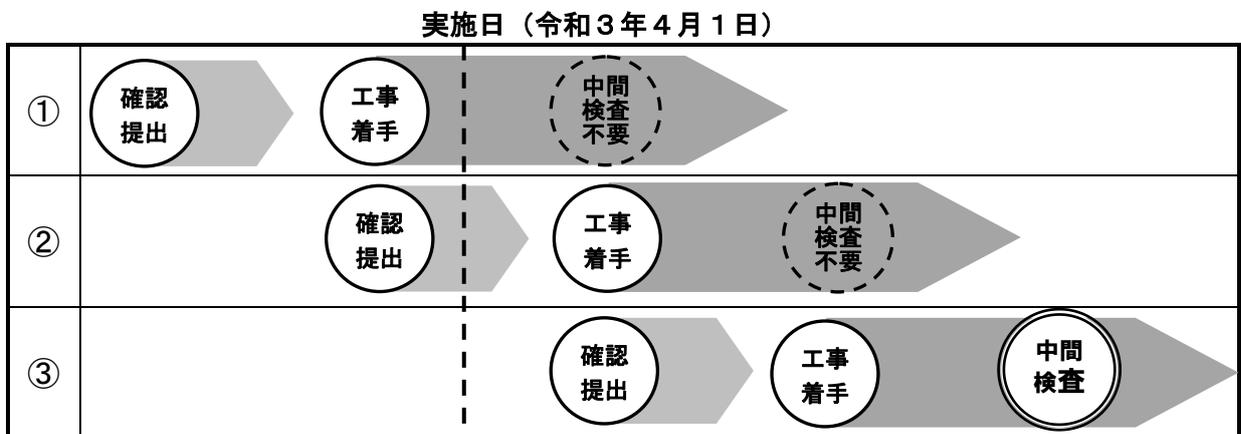


### 《その他留意事項》

- 「主要な構造」とは、一の構造の場合はその構造を、二以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの（最大なものが二以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造）。
- 建築物の工区を分ける場合は、初めて特定工程に係る工事を行った工区の工事に係るものに限る。

【注意】2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事が発生する場合は、別途中間検査が必要となります。（建築基準法第7条の3第1項第1号）

## 適用時期のイメージ



※ 実施指定日以後に確認申請を提出するものから新たなルールが適用され、特定工程を終了した時点で中間検査を受ける必要があります。実施日前に確認申請を提出したものは、中間検査を受ける必要がありません。